**旅館業開業に向けた主な各種法令の手続き**

尾道市環境政策課

**１　旅館業法に関すること**

　○相談窓口：尾道市環境政策課（0848-38-9434）

　　・旅館業法第3条による営業（宿泊料を受けて，人を宿泊させる営業（＝旅館業））を始める場合は旅館業営業許可を取得する必要があります。

**２　食品衛生法に関すること**

　○相談窓口：東部保健所　生活衛生課（0848-25-4642）

　　・食事の提供を行う場合は、飲食店業の許可を取得する必要があります。

（宿泊者が調理する場合だけなら原則不要ですが、保健所に十分確認してください。）

**３　都市計画法に関すること**

　○相談窓口：尾道市建築課（0848-38-9245）

　　・市街化調整区域内等では、旅館業用途の建築物の新築や用途変更が出来ない場合があります。

**４　建築基準法に関すること**

　○相談窓口：尾道市建築課（0848-38-9245）

　　・旅館業の施設等を新設する場合、増改築を行う場合は、確認申請が必要な場合があります。その後、建物を使用する際には、検査済証等が必要な場合があります。

　　・既存の建物を旅館に用途変更し、その延床面積が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請の手続きが必要となります。

**５　消防法に関すること**

　○相談窓口：尾道市消防局予防課（0848-55-9123）

　　・旅館業許可を取得するためには、消防用設備等の基準を満たしているかについて、所管の消防署の確認が必要となります。

　　・旅館業の許可申請には「消防法令適合通知書」が必須となります。

　　・※「消防用設備検査済証」では添付書類として認められないので注意してください。

**６　水質汚濁防止法に関すること**

　○相談窓口：尾道市環境政策課（広島県東部厚生環境事務所｛0848-25-4634｝）

　　・旅館業の施設に、特定施設（厨房施設・洗濯施設・入浴施設）を設置する場合は、工事開始（既設の場合は営業開始）の60日前までに「特定施設設置届出書」を提出（届出）する必要があります。